

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書

		連結事業年度	：	：	法人名		
当期の連結所得金額	当期の連結控除限度額の計算算額	1	円	区分		国外所得対応分	①のうち非課税所得分
				①	②	円	円
当期の連結所得金額	当期の連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「47の①」)	2		各連結法人の国外の当期利益又は当期欠損の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「15」の合計)	16		
	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「2の計」)	3		各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額 (各連結法人の別表六(二の二)「10」の合計)	17		
	分割前事業年度等の欠損金の損金算入額	4		交際費等の損金不算入額	18		
	計 (2) + (3) + (4) (マイナスの場合は0)	5		各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	19		
	連結国外所得の金額 (47) (マイナスの場合は0)	6		連結法人間取引の損益の加算調整額の合計額	20		
	(5) × 90%	7			21		
	各連結法人の国外使用人の総数(人) 各連結法人の使用人の総数(人)	8			22		
	各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額 (各連結法人の別表六(二の二)の「10」の合計 - 「13」の合計 - 「15」の合計 - 「17」の合計)	9			23		
	(5) - (9)	10			24		
	(5) - (10) × $\frac{(5) \times 10\%}{(9)}$	11			25		
当期の連結所得金額の計算算額	(7)、(8)又は(11)のうち多い金額	12			26		
	連結国外所得金額 ((6)と(12)のうち少ない金額)	13			27		
	連結控除限度額 ((1) × $\frac{(13)}{(5)}$ と(1)のうち少ない金額)	14			28		
	当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「13」の合計)	15			29		
	仮計 (16) + (30) - (44)				30		
	非課税国外所得の控除額 ((45の②) × $\frac{2}{3}$)				31		
	連結国外所得の金額 (45) - (46)				32		
					33		
					34		
					35		
所 得 の 減 額 の 計 算					36		
					37		
					38		
					39		
					40		
					41		
					42		
					43		
					44		
					45		
算	当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「13」の合計)	15		非課税国外所得の控除額 ((45の②) × $\frac{2}{3}$)	46		
				連結国外所得の金額 (45) - (46)	47		

別表六の二（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が法第81条の15（連結事業年度における外国税額の控除）又は措置法第68条の91（特定外国子会社等に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 この明細書には、個別控除対象外国法人税額を課されたことを証する書類その他規則第37条の6各号（外国税額控除を受けるための書類）に定める書類又は租税条約実施特例法施行省令第10条第1項（みなし外国税額の控除の申告手続）に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を添付します。
この場合、その添付に当たっては、できるだけ次の法人の区分に応じそれぞれ次によることとしてください。
(1) 連結親法人…連結確定申告書に添付する当該連結親法人の個別帰属額に関する書類に添付します。
- (2) 連結子法人…当該連結子法人が所在地の税務署長に提出する個別帰属額等の届出書に添付します。
なお、連結確定申告書のこの明細書の下部余白には、これらの書類を個別帰属額等の届出書に添付した旨を記載してください。
- 3 「分割前事業年度等の欠損金の損金算入額4」の欄は、法第81条の9第4項（分割前事業年度等の欠損金の損金算入）の規定の適用を受ける場合において、同項の規定により損金の額に算入する金額を記載します。
- 4 「当期の連結控除限度額の計算」のうち、「限度額の計算の特例の適用がある場合」の各欄は、令第155条の29（連結控除限度額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合（「各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額9」の金額が「計5」の金額の100分の50を超える場合）に記載します。